

日米租税条約の2013年改正について

2013年1月24日、日米両政府は、2003年施行の現行の日米租税条約の改正議定書に署名した。両国が批准すれば改定議定書は効力を発し、原則として効力発生の翌年の1月1日以降に適用される。ただし、利子および配当源泉徴収租税は改定議定書批准から3ヵ月後に当たる月の初日に効力を発する。

以下に主な改正項目をあげる。

1. **不動産化体株式売却規則の適用範囲拡大。**日米両国とも、原則として、課税国に居住しない外国人の株売却所得に対して課税を行わない。しかしながら、両国とも直接あるいは間接取引による不動産売却所得に対して課税を行う。日本政府は、2003年の租税条約では、日本に居住しないアメリカ人が日本に不動産を持つ日本企業の株式売却した場合、その売却所得を課税対象としたが、改正議定書では、日本企業に限らず、日本に不動産を持つすべての企業の株式売却所得が課税の対象となる。米国政府は、2003年の租税条約では、米国企業売却時の米国不動産価値が会社価値の50%以上を占める場合、米国に居住しない日本人によるそのような米国企業の株式売却所得を課税対象とした。ただし、日本人株主の保有株が企業の発行済株式の5%以下の場合、公開株に限り売却時の課税は免除された。改正議定書は、不動産の定義を「米国不動産保有権」と修正しているが、その定義については触れられていない。米国内法では、(売却時だけでなく)売却直前の5年間の株主を確認し、株式が定期的に取り込まれていることを条件とすることにより、公開株の課税免除の適用範囲を制限している。

2. **配当と利子。**米国では、外国人に支払われる配当金に対し、原則として30%の源泉徴収税が課される。2003年の租税条約では、両国の源泉徴収課税の権限が制限された。他方国の受取人が「配当金受取権限付とまでの12ヶ月間にわたって当該企業の議決権株式を50%を超えて保有した場合」、配当金支払・課税国の源泉徴収税の免除を受けることができた。改正議定書では、(i)議決権株式保有条件が「50%以上の保有権」に変更され、さらに(ii)持株期間が12ヶ月ではなく、6ヶ月に軽減されている。支払利子については、2003年の条約では、源泉課税が10%に制限された。改正議定書では、特定の例外を除いて、源泉地国課税は免除される。

3. **仲裁。**改正議定書には、両国間の強制的拘束仲裁条項が含まれている。課税徴収国の決定について2年以内に同意が得られない場合、仲裁の勝者国が課税することになる。この仲裁の目的は、納税者に対する二重課税を避けることである。この条項は、改正議定書批准時における訴訟中のケースにも適用される。

改正議定書が批准されれば、両国の納税者に好意的に受け入れられるであろう。また両国における投資にプラス効果を与えるはずである。

この改正議定書あるいは2003年の租税条約に関してさらに質問がありましたら、幣法律事務所の税務部門の弁護士、もしくは大蔵昌枝弁護士(日本語直通: 404-223-2217, Email: MOkura@bakerdonelson.com)までご連絡ください。